

区民センターにおける不審火について

1 発生日・場所

- (1) 平成 27 年 8 月 16 日 (日) 区民センター地下一階 ゴミ置き場内
- (2) 平成 27 年 8 月 25 日 (火) 区民センター一階レストラン横 男子用トイレ内

2 両日の経過

- (1) 14 時 52 分、区民センター（本館棟）で火災警報が発報。警備員がゴミ置き場の煙に気づきゴミ袋が燃えていることを確認。
- (2) 14 時 35 分、区民センター中庭で利用者が清掃員に男子用トイレから煙が出ていることを伝える。清掃員が男子用トイレ内の清掃用具置き場流し台内にて、紙類がくすぶっていることを確認。

※両件とも、急行した者により即座に消火開始。数分後に鎮火。目黒消防署及び目黒警察署に連絡し、両署による現場検証が行われた。

3 被害の状況

- (1) ゴミ置き場において燃えたゴミの周囲にあった仕切り板等が一部焦げた。
- (2) 清掃用ゴムホース 1 本が一部熱のため変形し使用不能となった。

4 原因について

- (1) 当該ゴミ袋は 14 時頃ゴミ置き場に持ち込まれた際に異常はなかった。目黒消防署が焼けたゴミ袋を現場で調査したがゴミから発火したことは確認できなかった。意図的な放火行為によるものかは不明。
- (2) 故意にトイレ内の清掃用具の保管スペース内で紙類を燃焼させていることから意図的な放火行為と考えられる。

5 対応策について

- (1) 当面の間、昼間の警備について人員体制を増強する。
- (2) 当面の間、夜間を含めた警備巡回の回数を増加する。
- (3) 当面の間、目黒警察署に対して区民センター付近の見回りの強化を依頼する。
- (4) 区民センター内の各施設（図書館、児童館、体育館、社会教育館、美術館、田道ふれあい館等）及び管理受託事業者に対して、不審者等に注意を払うこと及び不審な点があった場合の対応・連絡について周知徹底を行う。
- (5) 区民センター内の清掃用具置き場、ゴミ置き場、その他施錠することが適切な箇所を全て施錠する措置をとる。
- (6) 区民センターの防犯カメラを増設する。

以 上